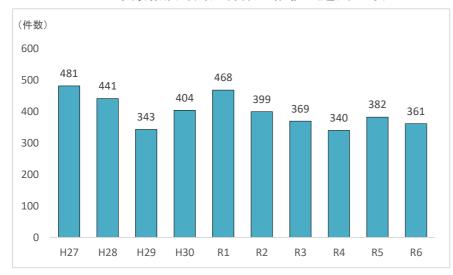
令和6年ストーカー事案への対応状況

- 大分県警察本部 生活安全部人身安全・少年課 -

1 ストーカー事案相談等対応件数の推移(過去10年)





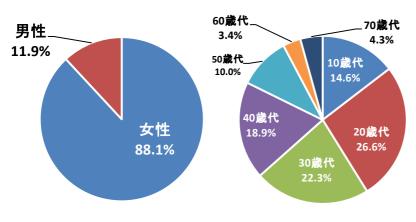
令和6年中の対応件数は361件 で、前年対比-21件(-5.5%)と 減少しています。

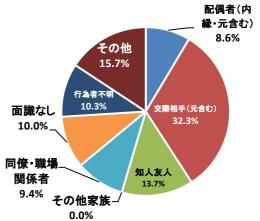
2 ストーカー事案「被害者」の性別等(令和6年中)

(1) 被害者の性別

(2) 被害者の年齢

(3) 被害者と行為者の関係

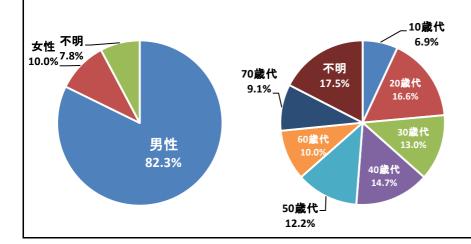




3 ストーカー事案「行為者」の性別等(令和6年中)

(1) 行為者の性別

(2) 行為者の年齢



- ・ストーカー事案とは、ストーカー行為等の規制等に関する法律に該当する行為やこれに発展するおそれのある行為をいいます。
- ・被害者と行為者との関係は、 配偶者、交際相手、知人、同僚 など身近な間柄が約65%となっ ています。

ストーカー行為の形態別(行為の重複あり) つきまとい等(1号) 78 監視行為(2号) **4** 面会・交際の要求 (3号) 54 乱暴な言動(4号) 19 連続電話・メール等(5号) 32 汚物などの送付(6号) 名誉を傷つける(7号) **3** 性的しゅう恥心の侵害(8号) GPS位置情報取得(2条3項1号) GPS取り付け(2条3項2号) ストーカーに発展するおそれ 231

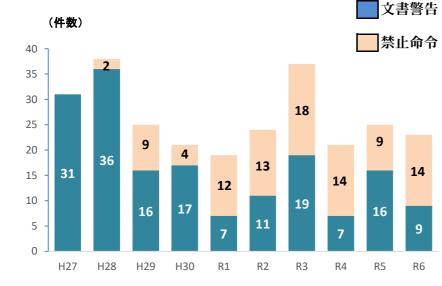
100

150

5 ストーカー規制法に基づく行政措置の推移(過去10年)

50

0



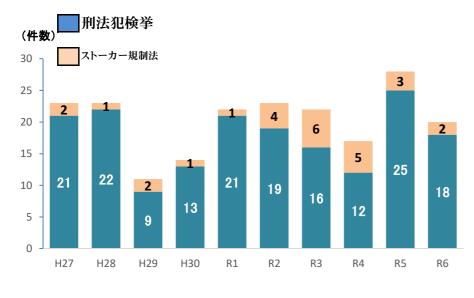
・ストーカー規制法とは、ストー 禁止命令 カー行為等の規制等に関する法律 (平成12年5月24日法律第81号) をいいます。

200

250

- ・ストーカー規制法に基づく文書 警告は、9件(前年対比-7件) と減少しています
- ・ストーカー規制法に基づく禁止 命令は14件(前年対比+5件)で した。
- ・禁止命令に違反してストーカー 行為をした場合は処罰されます。

6 ストーカー事案の検挙状況の推移(過去10年)



・刑法犯検挙は、ストーカー 行為が他の犯罪に適用される 場合等で、住居侵入、不同意 わいせつ、名誉毀損、脅迫、 銃刀法等の刑法犯・特別法で 検挙しています。